

## 1. 工事現場で出来る!

### 新型コロナウイルス感染予防対策!!!

県内の感染者も9月13日時点で208人に達し、今後も予断を許さない状況が続いております。

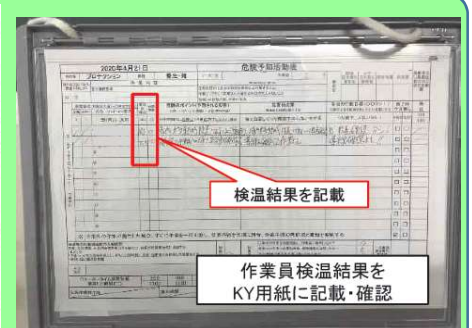
国交省HPに「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が掲載されており、その中から現場での取組事例を紹介します。

→<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001352334.pdf>



昼食も離れて食べる

朝礼時は間隔  
を開ける



朝礼時に検温し、KY用紙に記載  
体温が高い場合は、現場へ入れない



ハンドルやレバー等の  
アルコール消毒の徹底



人数を制限し離隔を確保するなど、  
密接した作業を回避



室内では、  
窓の開放や集塵機による換気を実施



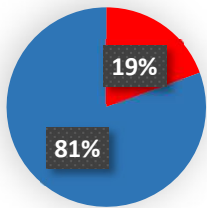
マウスシールドやフェイスガードの活用

## 現場・作業員を守るため、ご活用願います。

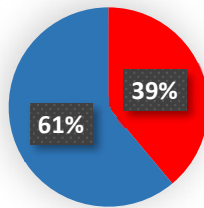
## 2.労働災害発生状況

福島労働局管内の7月31日現在における労働災害発生状況が発表され、**他業種と比較して建設業での死亡者数が突出**しています。

死傷者数の割合



死亡者数の割合



■建設業 ■他業種

不安全行動を  
見逃すな！



建設業の死傷者数は全体の2割に対し、死亡者数は全体の4割に倍増します。建設業は、**事故が発生した場合、死亡事故に繋がる可能性が高い**ことが分かります。

単位：人

福島労働局管内	死傷者数	うち死亡者数
建設業	183	7
他業種	760	11
合計	943	18

**死亡事故が多い職場では、将来の担い手確保も難しくなります。安全管理の徹底を図り、業界のイメージアップを心掛けましょう。**

## 3.安全パトロールでの指摘事項

労働安全コンサルタントの湯田さんから指摘を受けた内容を紹介します。

### ①救急箱に入れるものは法律で決まっている！（安衛則第634条）

一般的な現場→**包帯、ピンセット、消毒薬**

高熱物体を取り扱う現場→**火傷薬**

重傷者を生じる恐れがある現場→**止血帯、副木、担架等**

### ②消火器(蓄圧式)は正常なモノを常設すること！

現場の消火器（蓄圧式）のゲージが**緑色**に収まっていることを確認し、**外れていた場合は、直ぐに交換**しましょう。



### ③ロープ高所作業計画書は詳細に作成！（安衛則第539条の5）

平均値や代表箇所だけの内容では不可。**安衛則の通り詳細に作成しないと、事故が発生した場合に作業計画書としては認められない**とのこと。

### ④足場点検は事業者として実施！（安衛則第567条）

作業開始前や悪天候後等の足場の点検は、事業者が行うことになっています。

「事業者は、事業を行うもので、労働者を使用するもの。」（安衛法第2条）と定められており、**元請け下請けは関係ありません。**

**「現場内を綺麗にしようと云う姿勢が見える現場は、雑然とした現場と比べ、労働災害が発生するリスクは少ない」との話もありました。**